

道路交通法改正の概要 (令和元年12月1日施行)

○ 「携帯電話使用等」の厳罰化

罰則

違反点数

交通の
危険

1年以下の懲役
又は30万円以下
の罰金

6点
(免許停止)

※ 交通の危険～交通事故を起こすなど具体的な危険を生じさせたもの

保持

6月以下の懲役
又は10万円以下
の罰金

3点

※ 保持～携帯電話等を使用し、または手に保持して画像を表示させて注視したもの

反則金	大型	2万5千円	普通	1万8千円
	二輪	1万5千円	原付	1万2千円

○ 運転免許証の再交付要件の緩和など

運転免許証の再交付できる条件が追加
名字、住所などの記載事項の変更
写真の変更、公安委員会が認める場合

※ 免許証の裏書きのほか、再交付の選択ができるようになります

○ 歩行補助車などの歩道通行見直し

基準を満たす電動のベビーカーや手押し運搬車の歩道通行ができるようになります

○ 電動自動二輪車の区分変更など

- ・出力の大きい(20^{馬力}超)電動自動二輪車の区分が改正
- ・AT限定の大型自動二輪の排気量上限がなくなります